

- ✓「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）
- ✓「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）
- ✓「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）

基本指針第2章第4節ア に基づき策定

法、基本方針、本基本指針に定めるもののほか、**協議会の組織及び運営に関する具体的な事項**については、法第62条第8項に基づき、**各協議会が規約において定める**こととする。規約は、協議会組織後、構成員の全会一致により定めることとし、その改正手続は、同規約中に定めるところによる。規約制定後、その同意を得て、新たに協議会に参画しようとする者については、当該協議会の規約についても同意を得ることとする。

規約においては、協議会の運営に関する具体的な事項として、協議会としての意思決定の方法についても定めるものとする。

各協議会の規約は、本基本指針の内容を踏まえて定めなければならない。また、**内閣総理大臣は、各協議会が規約を定める際の参考とするため、モデルとなる規約を示す。**

**協議会モデル規約**

<協議会の協議及び組織・運営事項>

- 研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析  
(法第62条第4項第1号関係)
- 研究開発の効果的な促進のための方策  
(法第62条第4項第2号関係)
- 研究開発の内容及び成果の取扱い  
(法第62条第4項第3号関係)
- 研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置  
(法第62条第4項第4号関係)
- 構成員の加入・脱退、会議の開催、協議会の事務局等

**特定重要技術研究開発協議会規約（モデル）**



「**守秘義務登録情報**」

※ 法第62条第7項の守秘義務の対象となり得る情報

- ✓ **総則**：協議会の目的・活動
- ✓ **構成員の加入・脱退等**：構成員等の加入・脱退・除名等に関する手続
- ✓ **会議の開催等**：会議開催、会議成立要件、意思形成の方法、分科会事務局の役割（各種手続、名簿作成、設置状況の公表 等）
- ✓ **情報共有活動等**：守秘義務登録情報の登録・共有、研究成果の取扱い

**守秘義務登録情報の取扱及び安全管理措置**等に関する規程

**特定重要技術研究開発協議会情報管理規程（モデル）**

- ✓ 守秘義務登録情報の登録・共有手続に関する規定
- ✓ 守秘義務登録情報の共有方法・保管等に関する安全管理措置